

裾野市立富岡第一小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月版

1 学校教育目標

学び合い 高め合い 支え合う 富っ子

友達、家庭、地域との豊かな関わりの中で、学力の定着を図り、心の結びつきを深め、体力の向上を目指し、「**学び合い 高め合い 支え合う 富っ子**」を育てる。

重点目標・合い言葉

「自分の声で伝えよう！ ～きいて つたえて つながって～
～「いいね！」があふれるやさしい学校～

2 いじめ防止等の重点目標 →目指す子供の姿

【願う児童像】すすんで学ぶ子 やさしい子 がんばる子

「**富一魂**」…挨拶・仲良く・元気に過ごす

- ・学習や生活の中で、話をしっかり聞き、自分の思いや考えを声で伝えられる子
- ・時や場所を考えた行動がとれる子（進んで挨拶・声の大きさ・清掃）
- ・友達のよさや頑張りを認めて、声で励ますことができる子
- ・異学年の子とも協力して仲良く行動する子

3 いじめ防止等の基本的な考え

【いじめの定義】

- ・児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つ。けんかやふざけ合いであっても、見えない場所で被害が発生していることもある。

- ・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ・いじめはどの子供、どの学校でも起こり得るものである。
- ・いじめの早期発見、未然防止につながるように、全ての教職員が子供の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、子供の小さな変化を見逃さないように努める。
- ・いじめに係る相談や情報があった時は、担任だけで抱え込まずに報告連絡相談し、教職員全体で共通理解のもと連携して指導する。

4 いじめ防止等対策委員会

学校は、いじめの防止等の中核となる常設の組織を置く。情報の収集と共有、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担う。

<いじめ防止対策委員会（以下、委員会）>

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

5 いじめ防止等に関する取組

1) 人権教育の推進

① 道徳教育の充実

- ・子供たちがいじめの問題を自分のこととして捉え向き合えるよう、道徳の授業を通して、善悪を正しく判断し、思いやりのある言動がとれる子供を育てる。

② 学級づくり（居場所づくり・絆づくり）

- ・一人ひとりが自分らしさを発揮でき、互いに認め合える学級づくりをする。
- ・人間関係づくりのスキルを習得できるよう、「人間関係づくりプログラム」の活用を図る。

2) 子供の自主的活動の場の設定

① 富一小児童会いじめゼロ宣言

「あいさつで にこにこ笑顔の 花が咲く」

② あいさつ運動の継続

「あいさつのあいうえお」

①あかるく ②いつでも ③うれしそうに ④えがおで ⑤おきな声で

③ 異学年交流活動（富っ子タイム）

- 豊かな関わりを作る機会として、同学年・同学級だけでなく、地区を中心とした縦割り集団での活動を通して、人と人のつながりを大切にする心を育てる。

3) 保護者や地域との連携

① 各種たよりや学年・学級懇談会などのあらゆる場を通じて、いじめのない学校をめざし、周知徹底していく。

② P T Aや地域の方々、子ども見守り隊の皆さんに、子供の登下校の様子で気になることがあれば、すぐに学校へ連絡してもらう。

4) いじめに関する教職員の研修

① わかる授業の実践

- ・「読む・書く・計算する」などの基礎的・基本的な学力の定着を図る。
- ・達成感、成就感を味わうことのできる授業づくりを通して、自己有用感を育む。

② 教職員の人権意識の向上

- ・「生徒指導リーフ」や「人権教育指導資料」を活用して、いじめの本質や構造の理解に努めるとともに、いじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- ・人権教育、特別支援教育、いじめ防止等の研修を通し、資質向上に努める。
- ・子供の名前は「さん、くん」をつけて呼び、一人ひとりを大切にする。

③ 幼・保・こ・小学校・中学校の情報交換を行い、連携に努める。

6 いじめ防止対策年間計画

① 毎月の生活（いじめ）アンケート調査の実施並びに聞き取り、相談。

※いじめ相談は随時行う。

※教職員でアンケート結果を共有し、共通理解を図る。

内容により、校内いじめ防止対策委員会で協議し対応する。

② 学校評価としての児童、保護者に対するアンケート調査 年2回（7月、12月）

※状況によっては、子供及び保護者が、いじめに関わる相談を巡回相談員や

- スクールカウンセラーとも行うことができるように連携を図る。
- ③ 職員会議、終打合せ等で生徒指導に関する情報を共有し、対応を共通理解する。

7 いじめに対する措置

